

令和 7 年 4 月 7 日

保護者の皆様へ

坂 町 立 坂 小 学 校
校 長 野 間 理 香

「気象警報」等の発令時の対応について

平素より、本校の教育活動に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

坂町の「避難情報発令判断基準」に基づき、次のとおりご対応ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

① 「自宅待機」の場合

◇午前 7 時の時点で、坂町に「警報」が 1 つでも発令されている。

◇「警報」の種類は、「大雨・洪水・暴風・高潮」のいずれかの「警報」が発令されている。

<対応等>

- ・午前 7 時の町内定時放送後と 7 時 10 分の町内放送で周知します。（2 回の放送）
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。

② 「臨時休校」の場合

◇午前 11 時までに「警報」が解除されない。

<対応等>

- ・午前 11 時に町内放送で「臨時休校」について周知します。
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。

③ 「午後からの登校」の場合

◇午前 11 時までに「警報」が解除された。

<対応等>

- ・午前 11 時に町内放送で「午後からの登校」について周知します。
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。
- ・自宅で昼食をとり、12 時 45 分頃から午後 1 時までに登校させてください。
（例：午前 9 時に「警報」が解除の場合も、登校する時間は上記と同じ時間帯）
- ・午後 1 時に登校した時は、3 時間授業をして午後 3 時 50 分に一斉下校します。

④ 「学校待機」「早期退校」等の場合

◇登校後に「警報」等が発令された。

<対応等>

- ・状況に応じて「学校待機」「早期退校」等を判断し、下校方法についても状況に応じて、一斉メールでも周知します。

⑤ その他

◇判断が困難な場合は、一斉メールで周知します。

◇ご家庭で判断できない場合は、無理をせず、安全を第一に対応してください。

【留意事項向】

※上記の「判断基準」は目安であり、気象状況によって対応等を変更する場合があります。

※坂町教育委員会及び坂町役場関係課等と連携し判断いたします。

※「自宅待機」であっても自宅が危険な場合は、避難情報等に基づき躊躇なく安全を確保する行動を取ってください。